

「ヘルパーステーション花こころ」運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社 SunPlace が開設するヘルパーステーション花こころ（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービス（以下「指定訪問介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要介護者、要支援者又は基本チェックリスト該当者に対し、適正な指定訪問介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 指定訪問介護事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

3 介護予防訪問介護相当サービス事業は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ヘルパーステーション花こころ
- 二 所在地 前橋市荒子町 1086-3
- 三 電話番号 027-212-9996

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1人（常勤職員）

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行う。

- 二 サービス提供責任者 1人以上

サービス提供責任者は、訪問介護計画及び介護予防訪問介護相当サービス計画の作成、指定訪問介護等の利用申込みに係る調整、訪問介護員等の業務の実施状況の把握及び訪問

介護員等に対する技術指導等を行う。

三 訪問介護員等 常勤換算 2.5 人以上

訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。

二 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

三 サービス対応時間 午前 8 時から午後 7 時までとする。

四 連絡体制 電話等により、営業時間内に連絡が可能な体制とする。

(指定訪問介護等の内容)

第 6 条 指定訪問介護の内容は、次のとおりとする。

一 身体介護

二 生活援助

2 介護予防訪問介護相当サービスの内容は、次のとおりとする。

一 身体介護

二 生活援助

(利用料等)

第 7 条 指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額又は前橋市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱が定める額とし、当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護等に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から 1 km 当たり 15 円とする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、前橋市、伊勢崎市、みどり市、桐生市、高崎市の区域とする。

ただし、介護予防訪問介護相当サービスについては前橋市のみとする。

(緊急時等における対応方法)

第 9 条 訪問介護員等は、指定訪問介護等を提供中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師へ連絡する等の措置を講ずるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催等
- 二 虐待の防止のための指針の整備
- 三 虐待の防止のための従業者に対する研修の実施
- 四 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、指定訪問介護等の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報するものとする。

(身体的拘束等の適正化の推進に関する事項)

第11条 事業所は、身体的拘束等の適正化のための措置のため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない
- 二 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由 を記録しなければならない

(その他運営についての重要事項)

第12条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- 二 継続研修 年1回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社 SunPlace と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

この規程は、令和6年2月22日から施行する。

この規程は、令和6年3月27日から施行する。